

事業評価票

22	防災密集地域の再生及び建築物耐震化の促進（防災密集地域再生促進事業） （都市整備局市街地整備部／一般会計）	事業開始	平成 17 年度
		事業終了予定	平成 32 年度

【局評価】

1 どのような経緯で事業を始めたか、何を指すのか	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年に防災都市づくり推進計画を策定し、市街地の防災性の向上に取り組んでいる。 ○ 震災時の大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐために、延焼遮断帯の整備や木造住宅密集地域における防災性向上と居住環境の整備等を総合的に行う区に対し補助制度を創設し、支援している。 ○ 23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組み、延焼遮断帯の形成とともに市街地の不燃化を進め、整備地域の不燃領域率を70%にすることで「燃え広がらない、燃えないまち」の実現を目指す。 	
根拠法令等	防災都市づくり推進計画

2 どのように取り組み、どのような成果があったか	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の防災性向上を図るため、主に整備地域で基盤整備型事業の実施とともに、地区計画や新たな防火規制等の規制誘導策導入など重層的な施策を展開している。 ○ 81地区で木造住宅密集地域整備事業を、また木密地域不燃化10年プロジェクトとして52地区で不燃化推進特定整備地区を実施し、整備地域の道路、公園の整備、老朽建築物の除却や建替え助成を行っている。 ○ 101地区で都市防災不燃化促進事業を実施し、建築物の除却や不燃化助成を行い延焼遮断帯の形成等を行っている。 ○ 整備地域の不燃領域率については、平成8年度時点の49%から23年度時点で59%に、延焼遮断帯の形成率については、8年度時点の48%から26年度時点で73%に、それぞれ上昇している。 	

3 どのような課題や問題点があったか	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域における平成23年度の不燃領域率は18年度から3ポイントの上昇にとどまり、32年度までに不燃領域率を70%とする目標を達成するためには、整備地域内の取組を加速させる必要がある。 ○ 木密地域では老朽建築物の増加や敷地の細分化等が進む一方、対策が十分に講じられていないことから、木密地域が悪化、拡大するおそれがある。 	

4 局として、事業をどうしていきたいか							
拡大・充実		見直し・再構築		移管・終了	その他		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域内に幅員6m以上の道路を整備することは緊急車両の通行に加え延焼防止の空間を確保し、合わせて沿道建物の不燃化を促すことで、不燃領域率の向上に高い効果が期待できる。区が策定する防災生活道路網計画に基づく道路整備と沿道建築物の不燃化に対する支援を新設し、整備地域内の不燃領域率70%の達成を図る。 ○ 木密地域の改善や拡大防止のため、防災上課題のある地域などを対象に、地域の防災性向上に資する地区計画等による地区施設としての道路や敷地面積の最低限度等の設定を促していく。 							
歳入	26年度決算額	11,313	千円	歳出	26年度決算額	2,059,050	千円
	27年度予算額	8,027	千円		27年度予算額	6,617,097	千円
	28年度見積額	8,987	千円		28年度見積額	7,569,131	千円

【財務局評価】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災都市づくり推進計画の改定を見据え、平成32年度までに整備地域内の不燃領域率を70%とする目標を確実に達成するためには、現状の取組を加速させる新たな取組が必要である。 ○ 防災都市づくりの実現に向けて、整備地域における市街地の不燃化に対する取組を促進するとともに、整備地域外を含む木密地域の悪化防止を図る必要がある。 	

6 28年度予算で、どのように対応したか					
拡大・充実		見直し・再構築		移管・終了	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな補助制度を設け、目標達成に向けて必要な経費が見込まれていることから、見積額のとおり計上する。 					
歳入	28年度予算額		8,987		千円
歳出	28年度予算額		7,569,131		千円